

(案)

茨城町土採取事業規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城町土採取事業規制条例(平成 年茨城町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社，東日本高速道路株式会社，東日本電信電話株式会社，地方共同法人日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 公益社団法人茨城県農林振興公社及び公益財団法人茨城県教育財団
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項に規定する認可を受けた土地改良区連合
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理連合
- (5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (6) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (8) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (9) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
- (10) 前各号に掲げるもののほか，地方公共団体がその資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて，土壤の汚染又は災害の防止に関し，地方公共団体と同等以上の能力を有するものとして町長が認めた者

(事前協議)

第3条 条例第6条に規定する事前協議は，次に掲げる図書を提出することにより行うものとする。ただし，条例第10条第1項の許可に係る事前協議の場合にあつては，変更事項に関する図書とする。

- (1) 土採取事業事前協議書(様式第1号)
- (2) 採取場の位置を示した縮尺50,000分の1以上の位置図
- (3) 採取場及びその周辺の状況を示した縮尺1,000分の1以上の区域図
- (4) 採取場から国道又は県道までの間の通路状況を示した縮尺10,000分の1以上の平面図
- (5) 採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図
- (6) 採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の縦横断面図に採取後の計画地盤面を記載したもの
- (7) 採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の跡地整備計画図

(案)

- (8) 採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
 - (9) 採取場及びこれに隣接する土地の登記事項証明書
 - (10) 土採取事業者の住民票の写し及び身分証明書(法人の場合は、法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書)
 - (11) 採取場の土地を使用する権利を証する書類
 - (12) 土採取事業に係る資金計画書
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 前項各号に掲げる図書は、条例第 7 条第 2 項に規定する申請を予定する日の 30 日前までに提出しなければならない。
 - 3 町長は、前項に規定する図書の提出があつたときは、当該図書を審査し、各関係課から意見を集約し、及び採取場の調査等を行うものとする。
 - 4 土採取事業者は、町長又は採取場の所在する区の区長等が必要と認めるときは、地元関係者等に対し、当該土採取事業について事前に説明会を開かなければならない。
 - 5 町長は、事前協議が整ったときは、土採取事業事前協議済書(様式第 2 号)により土採取事業者へ通知するものとする。

(土採取事業の許可)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項に規定する申請は、土採取事業許可申請書(様式第 3 号)を提出して行うものとする。

- 2 条例第 7 条第 1 項の土採取計画は、別表に定める設計基準に適合するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定により土採取事業許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適合していると認めるときは土採取事業許可書(様式第 4 号)を当該土採取事業の申請をした者に交付するものとし、適合していないと認めるときは土採取事業不許可決定通知書(様式第 5 号)により当該土採取事業の申請をした者に通知するものとする。

(許可申請の添付書類)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 土採取事業事前協議済書の写し
 - (2) 採取場に隣接する土地の所有者の同意書
 - (3) 採取場の所在する区の区長等の意見書
 - (4) 施行に当たって道路及び水路を占有する場合は、当該許可書の写し
 - (5) 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答書の写し
 - (6) 欠格要件非該当に関する誓約書(様式第 6 号)
 - (7) 第 3 条第 1 項各号に掲げる図書(第 3 条第 2 項に規定する提出の時から変更した事項があるものに限る。)
 - (8) 第 18 条第 3 項に規定する書面
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- (土採取計画に定める事項)

(案)

第6条 条例第8条第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土採取事業の目的
- (2) 採取した土の搬出先の状況に関する事項
(許可の変更申請)

第7条 条例第10条第1項に規定する許可の変更申請は、土採取事業変更許可申請書(様式第7号)に、第3条第1項各号並びに第4条第1項及び第3項に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 条例第10条第1項に規定する許可の変更は、別表に定める設計基準に適合するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により土採取事業変更許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適合していると認めるときは土採取事業変更許可書(様式第8号)を当該土採取事業の許可申請をした者に交付するものとし、適合していないと認めるときは土採取事業変更不許可決定通知書(様式第9号)により当該土採取事業の変更申請をした者に通知するものとする。

(開始の届出)

第8条 条例第12条に規定する届出は、土採取事業開始届(様式第10号)により行うものとし、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 土採取事業開始前の現場写真
- (2) 土採取事業表示板の証拠写真
(停止命令等)

第9条 条例第14条に規定する停止命令は停止命令書(様式第11号)、原状回復命令は原状回復命令書(様式第12号)により行うものとする。

(改善勧告)

第10条 条例第15条に規定する改善勧告は、改善勧告書(様式第13号)により行うものとする。

(改善命令)

第11条 条例第16条に規定する改善命令は、改善命令書(様式第14号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第12条 条例第18条に規定する許可の取消しは、土採取事業許可取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(完了の届出等)

第13条 条例第19条第1項の規定による届出は、土採取事業完了(廃止・停止)届(様式第16号)により行うものとし、それぞれ完了時、廃止時又は停止時の現場写真を添付して提出するものとする。

(採取跡地に係る措置命令)

(案)

第 14 条 条例第 20 条に規定する採取後の措置命令は、土採取事業後の措置命令書(様式第 17 号)により行うものとする。

(標識の掲示)

第 15 条 条例第 21 条に規定する標識の掲示は、土採取事業標識(様式第 18 号)により行うものとする。

(掲示事項)

第 16 条 条例第 21 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土採取事業の事業主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 採取する土の量及び採取期間
- (4) 土採取事業を行う土地の面積
- (5) 採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- (6) 現場責任者の氏名

(承継)

第 17 条 条例第 22 条第 2 項の規定による届出は、土採取事業承継届(様式第 19 号)により行うものとし、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 承継を証明する書類
- (2) 欠格要件非該当に関する誓約書

(質権の設定等)

第 18 条 条例第 23 条第 3 項の質権設定契約（以下「質権設定契約」という。）は、質権設定契約書（様式第 20 号）により行わなければならない。

2 条例第 23 条第 1 項の規定により保証金を預入した者（以下「預入者」という。）は、同条第 3 項の規定による質権の設定に際し、質権設定承諾依頼書（様式第 21 号）により、当該質権の設定に係る同条第 1 項に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）の承諾を得なければならない。ただし、質権の設定に係る金融機関において指定の様式がある場合にあっては、町長が認めたものに限り、その様式を使用することとする。

3 預入者は、前項の承諾を得たときは、速やかに、当該承諾を証する確定日付のある書面を町長に提出しなければならない。

4 町長は、質権設定契約に基づき、預入者から条例第 23 条第 1 項の規定により預入した保証金に係る定期預金の預金証書を預かり、当該預入者に預り証（様式第 22 号）を交付するものとする。

5 前各項の規定は、条例第 24 条第 2 項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。

(意見を述べる機会の付与に関する読替え)

第 19 条 条例第 25 条第 2 項の規定により茨城町行政手続条例（平成 8 年茨城町条例第 13

(案)

号) 第 3 章第 3 節の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 27 条第 1 項	弁明は	意見を述べる機会を付与された者は
	行政庁	町長
	弁明を	意見を
	弁明書	意見書
	するものとする	意見を述べるものとする
第 27 条第 2 項	弁明をする	意見を述べる
第 28 条	行政庁	町長
	弁明書	意見書
	不利益処分	質権の実行
第 29 条	「第 1 項」とあるのは「第 28 条」	「行政庁」とあるのは「町長」と、「不利益処分」とあるのは「質権の実行」と、「第 1 項」とあるのは「茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 27 年茨城町条例第 18 号)第 27 条第 2 項において準用する第 28 条」
	同条第 3 号	同条例第 27 条第 2 項において準用する第 28 条第 3 号
	「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」	「前条第 1 項」とあるのは「茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 27 条第 2 項において準用する第 28 条」
	「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」	「同条例第 27 条第 2 項において準用する第 29 条において準用する前条第 3 項後段」と、同条第 4 項中「行政庁」とあるのは「町長」

(質権の実行)

第 20 条 町長は、条例第 25 条の規定により保証金の払戻しを受けようとするときは、金融機関に対し、質権設定契約に基づき設定した質権を実行する旨及びその額を定期預金質権実行通知書(様式第 23 号)により通知し、当該金融機関から当該額に相当する額の保証金の払戻しを受けるものとする。

(質権の解除)

第 21 条 町長は、条例第 26 条の規定により質権を解除したときは、第 18 条第 4 項の預金

(案)

証書を当該解除した質権に係る預入者に返還するものとする。

- 2 前項の規定による返還を受けた者は、速やかに、当該返還を受けた預金証書に係る第 18 条第 4 項の預り証を町長に返還しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、条例第 24 条第 2 項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。

(公表の方法)

第 23 条 条例第 25 条に規定する違反事実の公表は、町広報紙への掲載、茨城町公告式条例(昭和 30 年茨城町条例第 1 号)別表に定める掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(身分証明書)

第 22 条 条例第 27 条第 2 項の身分を示す証票は、身分証明書(様式第 24 号)によるものとする。

(補則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(条例附則第 4 項の図面)

- 2 条例附則第 4 項に規定する規則で定める図面は、位置図(縮尺 2,500 分の 1 以上)とする。
別表(第 4 条, 第 7 条関係)

設計基準

区分		設計の基準
1 掘削	(1) 採取工法	ア 採取工法は、通常「階段式工法」、「傾斜式工法」又は「平面式工法」で行い、いわゆる「エグリ掘り」は、原則として行わないこと。 イ 隣地との保安距離は、最小限度 2 メートル以上とし、隣地に宅地、国道、県道及び町道並びに鉄塔等の敷地がある場合は 5 メートル以上、隣地に屋根等の建物がある場合は当該建物の軒下から 10 メートル以上の距離をとること。ただし、擁壁等の堅固な建造物を設ける場合は、この限りでない。 ウ 採取途中の災害の防止のため、極力「切下げ方式」を採用すること。

(案)

	(2) 最終のり面	ア 最終のり面は、極力階段を設けること。 イ 階段を設ける場合は、切土高 5メートル以下、階段幅 2メートル以上とすること。												
	(3) 深さ	掘削の深さは、原則として掘削する場所の周辺の土地のうち、最も低い部分よりも低くしないものとする。												
	(4) 切土の標準勾配	切土の標準勾配は、切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。 <table border="1"><thead><tr><th>土質</th><th>切土高 5メートルを超える場合</th><th>切土高 5メートル以下の場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td><td>60度</td><td>70度</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40度</td><td>50度</td></tr><tr><td>砂利, 真砂土, 粘土その他これらに類するもの</td><td>35度</td><td>45度</td></tr></tbody></table>	土質	切土高 5メートルを超える場合	切土高 5メートル以下の場合	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	70度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利, 真砂土, 粘土その他これらに類するもの	35度	45度
土質	切土高 5メートルを超える場合	切土高 5メートル以下の場合												
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	70度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利, 真砂土, 粘土その他これらに類するもの	35度	45度												
2 災害防止	(1) 崩壊防止対策	ア 地山の亀裂, 陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を絶えず監視するとともに, 計画的採取に努めること。 イ 1日の作業終了時に, 落石又は倒木のおそれのある浮石又は立木がある場合は, その日のうちに除去すること。 ウ 気象状態に絶えず留意し, 気象状態の悪化が予想される場合は, 作業の中止, 危険箇所の保全処理等適切な措置を講ずること。												
	(2) 土砂流出対策	採取中, 集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土俵積, 土盛堤, 棚等の仮設工事を行い, 完了後も土砂流出のおそれがある場合は, 擁壁, ダムその他これに代わり得る施設を築造し, 土砂の流出に対処すること。												

(案)

	(3) 排水施設	<p>ア 採取中，表水面によってのり面が洗掘され，又は崩壊するおそれのある場合は，法肩に接する地山に沿って素掘側溝，コンクリートラフ等による排水溝を設置し，地山からの流水がのり面に流れ込まないように処置すること。また，完了後は，法肩線又は小段に集排水施設を設け，縦排水溝，斜排水溝及びその接合点には集排水柵等も考慮して，円滑に排水すること。</p> <p>イ 湧水によってのり面が洗掘され，又は崩壊するおそれのある場合は，水抜きのための水平孔，盲渠等を設置して，湧水の排除措置を講ずること。</p>
	(4) 採取跡地の保全利用	<p>ア 採取行為を完了し，又は廃止したときは，採取跡地の崩壊を防止するため，のり面には保護工を施行すること。</p> <p>イ 採取跡地の利用計画は，周辺の環境と調和するよう配慮すること。また，採取しようとする土地が農地の場合は，採取後直ちに農地に復元すること。</p>
3 公害保安対策	(1) 立入禁止柵	採取場内は，一般の立入りを禁じ，周囲は有刺鉄線柵，トタン塀，板塀等によって囲い，出入口には扉を設け，標識を付けること。
	(2) 騒音対策	始業及び終業の時間を明確にし，騒音公害になるような早朝及び深夜の作業を行わないこと。
	(3) 粉じん対策	採取場からの粉じん，運搬路から生ずるホコリ等が周辺の生活環境を阻害しないよう，散水，防じん材散布，運搬車両の洗い場の設置等適切な措置を採ること。
	(4) 交通対策	<p>ア 運搬車の公道への出入口等必要な箇所には交通整理員を配置し，安全上の配慮をすること。</p> <p>イ 積込場所において規定積載量を超えないよう留意するとともに，車両には必ず全面シートを装置し，路面を汚損したときは速やかに清掃し，復元すること。</p>

(案)

4 緑の保護及び緑化対策		<p>ア 樹林のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その全部又は一部の保存を図ること。</p> <p>イ 採取跡地ののり面については、原則として緑化することとし、周辺の状況、掘削前の状態等を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。</p> <p>(ア) 採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植樹、植草等を併用して行い、緑の復元を図るものとする。</p> <p>(イ) (ア)以外の場合は、植草、種子吹き付け等を行うものとする。</p>
--------------	--	---

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

土採取事業事前協議書

茨城町土採取事業規制条例第 6 条の規定により、関係書類を添えて協議します。

1 採取場の区域

所 在	地 番	地 目		面 積	土地を利 用する権 利の種類	土地所有 者の住所 及び氏名
		現 況	登記簿			
計						

2 採取する土の量及び採取期間

採取する土の量	総採取量	立方メートル
採取期間	年 月 日から	年 月 日まで
作業時間	時から	時まで

3 事業の目的

--

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

茨城町長



土採取事業事前協議済書

年 月 日付けで事前協議の申出のありました土採取事業について、事前協議が整いましたので、茨城町土採取事業規制条例施行規則第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 採取場の区域
- 2 指導内容
- 3 備考

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

土採取事業許可申請書

茨城町土採取事業規制条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土採取計画の許可を申請します。

土採取計画

1 採取場の区域

所在	地番	地目		面積	土地を利用する権利の種類	土地所有者の住所及び氏名
		現況	登記簿			
計						

2 採取する土の量及び採取期間

採取する土の量	総採取量	立方メートル
採取期間	年 月 日から	年 月 日まで
作業時間	時から	時まで

3 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項

(1) 土採取事業の方法

掘削の手段		
掘削する高さ又は深さ	最大	メートル
隣地との距離		メートル

(2) 土採取事業に従事する者の数 人

(3) 土採取事業のための施設

採取（積込みを含む。）のための機械						
機械の名称	形式	公称能力	搾取能力（立方メートル1時間）	台数	1日平均稼働時間	1箇月平均稼働時間

(4) その他の施設

4 土採取事業に伴う土砂の崩壊流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

土採取標識の設置場所	
囲い柵の設置及びその方法	
土砂等の流出の防止のための方法及び施設	
排水の処理のための方法及び施設	
粉じんの発生防止の方法	

5 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項

(1) 採取場跡地の土砂等の崩壊の防止方法

土の採取後の掘削面	掘削面の高さ又は深さ		メートル
	掘削面の勾配		度
	掘削面に設ける小段の幅		メートル
法 面 保 護 の 方 法	緑	植草	
		種まき	
		種吹き付け	
	植 樹	樹種及び樹齢	
		場所及び箇所	箇所
化	樹	本数及び面積	本 平方メートル
法	そ の 他		

(2) 採取跡地の処理方法

方 法	
処理計画の概要	

6 採取した土の搬出方法に関する事項

(1) 土の搬出方法

方 法			
能 力			
1 日当たりの搬出量	1 日当たりの搬出台数	搬 出 時 間	
立方メートル	延べ 台	時から	時まで
交通監視人の数			
運搬車出入口の標識の設置の有無			
土砂の飛散防止方法			

(2) 国道又は県道までの搬出路

距離及び幅員	
種 類	
同意の有無	
重量制限の有無	
舗装の有無	
通行人に与える影響に対する配慮	

7 土採取事業の請負人及び現場責任者の住所及び氏名

請 負 人	
現 場 責 任 者	

8 事業の目的

--

9 採取した土の搬出先の状況に関する事項

主たる土の搬出先の所在地	
搬出した土の処理方法	

様式第 4 号 (第 4 条関係)

年 月 日

様

茨城町長



土採取事業許可書

年 月 日付けで申請のあった土採取事業については、下記のとおり許可
します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
採取場の区域及び面積	
採取する土の量及び期間	
備 考	

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

茨城町長



土採取事業不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土採取事業については、下記のとおり許可
しません。

記

（理由）

様式第 6 号（第 6 条，第 17 条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所

氏 名

㊟

電話番号

（法人にあつては，名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

欠格要件非該当に関する誓約書

私は，茨城町土採取事業規制条例第 9 条第 4 号エからカまでのいずれにも該当しないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお，必要な場合には，町が茨城県警察本部へ照会することについて承諾します。

（1）役員名簿（法人の場合）

氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し，役員名簿を添付すること。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

土採取事業変更許可申請書

茨城町土採取事業規制条例第10条第1項の規定により、土採取事業の許可の変更を申請
します。

1 許可年月日

及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更理由

4 変更年月日

年 月 日

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年 月 日

様

茨城町長



土採取事業変更許可書

年 月 日付けで変更申請のあった土採取事業については、下記のとおり許可します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	
備 考	

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

様

茨城町長



土採取事業変更不許可決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった土採取事業については、下記のとおり許可しません。

記

（理由）

様式第 10 号 (第 8 条関係)

年 月 日

茨城町長 宛

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

土採取事業開始届

土採取事業を開始するので、茨城町土採取事業規制条例第 12 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業開始年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	
施 行 者	住 所
	氏 名
	連 絡 先
現場管理者	氏 名
	連 絡 先

- 添付書類 1 事業開始前の現場写真
2 事業表示板の証拠写真

様式第 11 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

茨城町長 印

停止命令書

あなたが茨城町 で行っている事業は、茨城町土採取事業規制条例
施行規則別表に規定する設計基準に違反しているので、茨城町土採取事業規制条例第 14 条
の規定により、 年 月 日までに事業を停止することを命ずる。

（停止の理由）

様式第 12 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

茨城町長



原状回復命令書

あなたが茨城町 で行っている事業は、茨城町土採取事業規制条例
施行規則別表に規定する設計基準に違反しているので、茨城町土採取事業規制条例第 14 条
の規定により、 年 月 日までに原状回復することを命ずる。

様式第 13 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城町長 印

改善勧告書

あなたが茨城町 で行っている事業は、茨城町土採取事業規制条例
施行規則別表に規定する設計基準に違反しているので、茨城町土採取事業規制条例第 15 条
の規定により、 年 月 日までに改善するよう勧告します。

(改善箇所)

(改善方法)

様式第 14 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城町長 印

改善命令書

あなたが茨城町 で行っている事業は、茨城町土採取事業規制条例
施行規則別表に規定する設計基準に違反しているので、茨城町土採取事業規制条例第 16 条
の規定により、速やかに改善することを命ずる。

(改善箇所)

(改善方法)

(改善期間) 年 月 日まで

様式第 15 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

茨城町長 印

土採取事業許可取消通知書

年 月 日付け第 号で行った許可を，茨城町土採取事業規制条例第 18 条の規定により，許可を取り消します。

様式第 16 号（第 13 条関係）

年 月 日

茨城町長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

（法人にあつては，名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

土採取事業完了（廃止・停止）届

茨城町土採取事業規制条例第 19 条の規定により，土採取事業を完了（廃止・停止）したので次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了（廃止・停止）年月日	年 月 日
採取場の区域	
廃止（停止）する理由	
廃止（停止）後の防災対策等	

添付書類 完了（廃止・停止）時の現場写真

様式第 17 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城町長



土採取事業後の措置命令書

茨城町土採取事業規制条例第 20 条の規定により, 次のとおり措置を講ずるように命ずる。

事業区域の所在	
代表者の氏名及び住所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査済証交付日及び番号	年 月 日 第 号
土採取後の措置命令の内容	
土採取後の措置命令の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

様式第 18 号 (第 15 条関係)

1 メートル以上			70 センチメートル以上	
氏名及び住所 (法人にあつては名称 代表者の氏名及び主 たる事務所の所在地) 電話番号				
許可年月日及び許可番号	年月日第号	土採取場及びその周辺の状況見取図		
採取期間	年月日から年月日まで			
採取面積	平方メートル			
採取量	立方メートル			
現場責任者の氏名				
50 センチメートル以上				

様式第 19 号（第 17 条関係）

年 月 日

茨城町長 様

住 所

氏 名

㊦

電話番号

（法人にあつては，名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

土採取事業承継届

茨城町土採取事業規制条例第 22 条第 2 項の規定により，次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

2 被承継者の氏名及び住所
（法人にあつては，名称，代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

3 承継の原因

4 承継年月日 年 月 日

様式第 20 号（第 18 条関係）

質権設定契約書

茨城町を甲とし、を乙とし、次の条項により保
証金に関する質権設定契約を締結する。

（保証金負担の確認）

第 1 条 乙は、甲に対し、茨城町土採取規制条例（平成 年茨城町条例第 号。以下「条例」という。）第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、乙が茨城町で行う土採取事業（以下「本件事業」という。）の適正な履行並びに埋立事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止に係る保証として、金 円を負担し、別表記載の定期預金を預け入れていることを確認する。

（質権の設定等）

第 2 条 乙は、甲に対し、前条の保証を担保するための別表記載の定期預金債権に質権を設定し、当該定期預金債権の預金証書をこの契約の締結と同時に甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、この契約を締結後、直ちに、前項の規定による質権設定の承諾を依頼する書面を当該預入先金融機関に提出し、当該預入先金融機関から書面による質権設定の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により承諾を得た書面について、公証人法（明治 4 1 年法律第 5 3 号）第 1 1 条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡さなければならない。

（質権設定の対象）

第 3 条 前条第 1 項の規定により設定した質権の対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含まないものとする。

（質権の効力）

第 4 条 乙が条例第 1 9 条第 2 項の規定による本件事業の許可の内容に適合している旨の確認を受ける前に、別表記載の定期預金債権の満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた定期預金債権についても、第 2 条第 1 項の規定により設定された質権の効力が及ぶものとする。

（預金債権の払戻し）

第 5 条 甲は、条例第 2 4 条第 1 項各号に掲げる費用が発生した場合であって、条例第 2 5 条の規定により質権を実行するときは、預入先金融機関から当該費用に相当する金額の払戻しを受けるものとする。

（費用負担）

第 6 条 乙は、この契約に基づく債務の履行に関し必要となる費用を全て負担するものとする。

この契約の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

茨城町大字小堤1080番地

甲 茨城町長

印

乙

印

別表

預入先金融機関	支店	口座番号	金額
			円
預入期間			名義人
年 月 日から			
年 月 日まで			

※定期預金債権は、預入期間満了後、自動継続の適用がなされるものに限る。

様式第 21 号 (第 18 条関係)

質権設定承諾依頼書

様

住 所
質権設定者



住 所
質 権 者



質権設定者(預金者)は同人が質権者に対して負担する債務の担保として、下記定期預金及び継続後の定期預金の上に質権を設定しますので、御承諾くださるよう連署をもって依頼します。

下記定期預金が自動継続定期預金で、期間の利息は元加しない契約のときは、この質権にかかわらず、質権設定者にお支払ください。

また、中間利息が支払われる契約の定期預金のときは、この質権にかかわらず、中間利息は質権設定者にお支払ください。

記

貴行定期預金 取扱店

(1) 種 類

(2) 口座番号

(3) 金 額

円

(4) 預入日

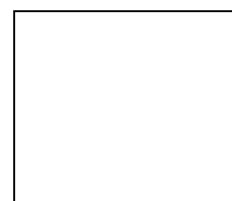
(5) 満期日

年 月 日

年 月 日

(6) 口座名義

(7) 口座取引印



様式第 22 号 (第 18 条関係)

第 号
年 月 日

預 り 証

様

茨城町長



下記の定期預金証書を確認に預かりましたので、茨城町土採取事業規制条例施行規則第 18 条第 4 項の規定により、当該定期預金証書を預かったことを証する預り証を交付いたします。

記

定期預金証書 1 通

(内訳)

預入先	銀行	支店
口座番号		
金額	円	
期間	年 月 日から	年 月 日まで
名義人		

様式第 23 号 (第 20 条関係)

定期預金質権実行通知書

年 月 日

預入金融機関

様

質権者

茨城町長



茨城町土採取事業規制条例（平成 年茨城町条例第 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定により，下記のとおり設定した質権を実行するために貴行から預金債権の払戻しを受けたく，通知します。

記

質権設定年月日	年 月 日			
質権設定者	住所 氏名			
預金名義人				
預金取扱店名		預金種類		口座番号
預入日	年 月 日			
満期日	年 月 日			
預金額	円	質権実行額		円
質権を実行する理由				

条例第 25 条の規定により質権を実行しますので，定期預金を解約し，質権実行額並びに残金及び利息は以下の入金先へ振込を依頼します。

質権実行額入金先 ※正確に御記入ください。

金融機関	支店	種類	口座番号 (右詰め)	名義 (カナ)
		普通		

残金及び利息入金先 ※正確に御記入ください。

金融機関	支店	種類	口座番号 (右詰め)	名義 (カナ)
		普通	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮	

添付書類

- 1 預入金融機関からの質権設定承諾書 (原本)
- 2 町 (質権者) と質権設定者との間で締結した定期預金質権設定契約書の写し
- 3 定期預金証書 (原本)
- 4 質権実行額の積算根拠が分かる書類

様式第 24 号 (第 23 条関係)

身分証明書

(表)

8.5 センチメートル	
写 真	
第 号	職 氏 名 生年月日 年 月 日
上記の者は、茨城町土採取事業規制条例第 27 条第 1 項の規定により、 立入検査を行う者であることを証明する。	
有効期間	自 年 月 日 年 月 日発行 至 年 月 日
茨城県茨城町長 氏 名 <input type="checkbox"/>	

11.5 センチメートル

(裏)

茨城町土採取事業規制条例 (抜粋)

(立入検査等)

第 27 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土採取事業者及び請負人の事務所、採取場又は採取跡地に立ち入り、土採取事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 27 条に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第 28 条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者